

物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準

	平成 18 年 3 月 30 日	集用第 103 号
		出納局長
改正	平成 18 年 4 月 10 日	集用第 50 号
改正	平成 19 年 3 月 30 日	集用第 107 号
改正	平成 21 年 3 月 31 日	出用第 100 号
改正	平成 22 年 3 月 31 日	出用第 72 号
改正	平成 25 年 3 月 29 日	出用第 117 号

(目的)

第 1 条 この基準は、物品の製造請負又は買入れ及び不用品の売払い（以下「物品調達等」という。）並びに広告代理業務、イベント業務、車両運行管理業務、映画・ビデオ制作業務、運送業務、給食業務、総務事務及び調査業務の委託（以下「一般業務委託」という。）の適正な施行を確保するため、競争入札参加資格者名簿に登載された業者（以下「有資格業者」という。）が、県若しくは県以外の官公庁又は民間における物品調達等及び一般業務委託に係る業務に関して不正の行為又は法令に違反し、業者として不適當であると認められる場合の入札参加停止について、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止をする場合及び期間)

第 2 条 知事は、業者又はその役員若しくは使用人（以下「業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該業者の入札参加を停止するものとする。

- (1) 県における物品調達等及び一般業務委託に係る業務（以下「県業務等」という。）に関し不正又は不誠実な行為が認められ次の事項のいずれかに該当する場合
 - ア 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。 1 か月以上 9 か月以内
 - イ 入札において、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。 1 か月以上 9 か月以内
 - ウ 契約の締結又は履行を妨げたとき。 1 か月以上 9 か月以内
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の執行を妨げたとき。 1 か月以上 9 か月以内
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。 1 か月以上 9 か月以内
- (2) 贈賄の容疑により、次の事項のいずれかに該当する場合
 - ア 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が静岡県の職員（以下「県職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
 - (ア) 業者又は代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。（以下「代表役員等」という。）） 4 か月以上 12 か月以内
 - (イ) 業者の役員又は支店若しくは営業所を代表する者で(ア)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） 3 か月以上 9 か月以内
 - (ウ) 業者の使用人で(イ)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 2 か月以上 6 か月以内
 - イ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(ア) 代表役員等	3 か月以上 9 か月以内
(イ) 一般役員等	2 か月以上 6 か月以内
(ウ) 使用人	1 か月以上 3 か月以内

ウ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(ア) 代表役員等	2 か月以上 6 か月以内
(イ) 一般役員等	1 か月以上 3 か月以内
(ウ) 使用人	1 か月以上 2 か月以内

- (3) 県業務等及び県内の公共機関が発注する物品調達等及び一般業務委託に係る業務（以下「県内公共業務等」という。）に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 18 か月以上 36 か月以内
- (4) 前号に掲げる場合のほか、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 6 か月以上 24 か月以内
- (5) 県業務等及び県内公共業務等に関し競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 18 か月以上 36 か月以内
- (6) 前号に掲げる場合のほか、業務に関し競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 6 か月以上 24 か月以内
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反し、又は不正若しくは不誠実な行為をしたために、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 1 か月以上 9 か月以内
- (8) 前各号のいずれかに該当したことにより業者が指名を停止された場合において、当該業者等を、当該指名を停止されている間において、物品調達等及び一般業務委託に係る業務の契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。 1 か月以上 9 か月以内

（入札参加停止期間の特例）

第 3 条 不正の行為又は法令違反の内容が特に重大と認める場合は、前条の規定にかかわらず、同条に定める入札参加停止期間を超えて、入札参加を停止することができる。ただし、その期間は、36 か月を超えてはならない。

- 2 業者が一の事案により前条各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。
- 3 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ前条に定める短期の 2 倍（当初の指名停止の期間が 1 カ月に満たないときは、1.5 倍）の期間とする。
- (1) 前条各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後 1 か年を経過するまでの間に、それぞれ前条各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 前条第 2 号から第 6 号までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に、それぞれ前条第 2 号から第 6 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 4 業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。
- 5 入札参加停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、入札参加停止期間を変更することができる。
- 6 入札参加停止の期間中の業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認

めたときは、当該業者について入札参加停止を解除するものとする。

(報告書の提出)

- 第4条 本庁の課長等、警察本部総務部会計課長及びかい長は、その所管する業務について、業者等が第2条の規定に該当すると認められるときは、速やかに様式第1号による報告書に必要な書類を添えて出納局長に報告するものとする。
- 2 出納局用度課長は、県の所管する業務以外の業務について、業者等が第2条各号に該当すると認められるときは、速やかに様式第1号による報告書に必要な書類を添えて出納局長に報告するものとする。
- 3 本庁の課長等、警察本部総務部会計課長及びかい長は、前条第5項の規定に基づき入札参加停止期間を変更することが適当と認めるとき、又は前条第6項の規定に基づき入札参加停止を解除することが適当と認めるときは、様式第2号による変更報告書を出納局長に提出するものとする。

(審査及び決定)

- 第5条 出納局長は、前条の規定により、報告書を受領したときは、直ちに物品調達等入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）を招集する。
- 2 委員会は、前条に規定する報告書を審査し、第4条第1項及び第2項の規定に係る報告にあっては入札参加停止の、同条第3項の規定に係る報告にあっては入札参加停止期間変更又は入札参加停止の解除の可否を決定するものとする。
- 3 出納局長は、前項の規定に基づいて入札参加停止又は入札参加停止期間変更が決定されたときは様式第3号による通知書により、入札参加停止の解除が決定されたときは様式第4号による通知書により、物品調達機関の長に通知するものとする。

(指名停止の始期)

- 第6条 前条の規定による入札参加停止期間の開始の時期は、決定の日の翌日からとする。

(決定の通知)

- 第7条 第5条第2項の規定に基づいて入札参加停止又は入札参加停止期間変更が決定されたときは様式第5号による通知書により、入札参加停止の解除が決定されたときは様式第6号による通知書により、直ちに当該業者に対し通知するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 物品調達に係る供給業者指名停止基準（昭和54年1月12日付使出納事務局長通知）及び一般業務委託に係る業者指名停止基準（平成13年9月1日付使出納局長通知）は廃止する。

附 則

この基準は、平成18年4月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年3月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正規定の施行前にした行為に対する第 2 条第 3 号から第 6 号までの規定の適用については、
なお従前の例による。

様式第 1 号（用紙日本工業規格 A 4 縦型）

第 号
年 月 日

出 納 局 長 様

長

物品調達等及び一般業務委託に係る事故等発生報告書

物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準第 4 条第 1 項（第 2 項）の規定に基づき報告します。

記

営 業 種 目	
登 録 番 号	
住 所	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
発 生 時 期	
発 生 場 所	
(内 容)	

第 号
年 月 日

出 納 局 長 様

長

入札参加停止期間の変更（入札参加停止の解除）について

先に指名停止された次の者については、入札参加停止期間を変更（入札参加停止の解除）することが適当と認められますので、物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準第4条第3項の規定に基づき報告します。

記

営 業 種 目	
登 録 番 号	
住 所	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
入 札 参 加 停 止 期 間	
1 変更（解除）することが適当と認められる理由	
2 変更期間	

第 号
年 月 日

長 様

出 納 局 長

入札参加停止（入札参加停止期間変更）通知書

このことについて、次のとおり決定したので通知します。

営 業 種 目	
登 録 番 号	
住 所	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
入札参加停止（入札参加 停止変更）期間	自 年 月 日 至 年 月 日
(理 由)	

第 号
年 月 日

長 様

出 納 局 長

入札参加停止解除通知書

このことについて、次のとおり決定したので通知します。

1 解除対象の入札参加停止

営 業 種 目	
登 録 番 号	
住 所	
商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
入札参加停止期間	自 年 月 日 至 年 月 日

2 入札参加停止解除の理由

3 解除日

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏 名 印

入札参加停止（入札参加停止期間変更）の決定について

あなたについて、次のとおり入札参加を停止（入札参加停止期間変更）することを決定したので通知します。

記

入札参加停止（入札参加停止変更）期間	自 年 月 日 至 年 月 日
理 由	

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 氏名 印

入札参加停止の解除について

先に、年 月 日付け、第 号をもって貴 の入札参加停止を決定した旨を通知したところですが、このたび当該入札参加停止を解除したので、物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準第7条の規定に基づき通知します。

解除日